

平成20年度観光施策

第1章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

第1節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 1 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
 - (1) 2泊3日以上滞る滞在型観光を促進する観光圏の形成を促進するため、第169回国会にて成立した「観光圏整備法」において、ソフト・ハードの連携について規定するとともに、観光圏整備事業を創設し、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に支援し、広域的な連携を推進する。
 - (2) それぞれの地域との間で、観光まちづくりのための人材育成に関する共通課題や先進事例に関する情報の共有化を推進する。また、「観光地域プロデューサー」モデル業務については、新たなモデル地域を選定する。
 - (3) 地域の特色ある産業等を観光・集客資源として活用した取組を支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」について、平成20年度は、農商工連携による地産地消型の新たな観光・集客サービスの創出を重点的に推進する。
 - (4) 地域再生について、支援措置を活用し、「観光に関する人材の育成」等の観光振興のための自主的な取組を推進する地域に対して、積極的に支援・助言を行っていく。
- 2 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備
 - (1) 国民生活金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、「国民生活金融公庫法」施行令の一部改正により小規模事業者に対する無担保・無保証の融資制度に運転資金を追加する融資対象の拡充措置を講じ、経営指導の実効性の向上を図る。
 - (2) 「街なみ環境整備事業」について、景観重要建造物の買取費、移設費、修理費を補助対象に追加するなどの拡充を実施する。

第2節 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- 1 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
文化財の保存・活用及び世界文化遺産の保護を図る。
- 2 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発
 - (1) 京都市、奈良市、鎌倉市等の古都や飛鳥地方の歴史的風土の保存・整備、飛鳥資料館の充実や「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（仮称）」の整備を推進するとともに、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」の措置による観光産業の育成や観光と連携した農林業の振興を図る。
 - (2) 遺跡等歴史的・文化的資源を活用した都市公園等の整備を推進する。また、特別史跡平城宮跡について、一層の保存・活用を図るため、国営飛鳥歴史公園と一体の公園として「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（仮称）」平城宮跡区域（仮称）の整備に着手する。
 - (3) 歴史的風致の維持及び向上に寄与するまちづくりに対し、総合的な支援制度を創設する「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が第169回国会で成立した。
- 3 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
自然保護思想の普及、国立・国定公園の保護と利用、世界自然遺産地域の適正な保全管理を進める。
- 4 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発
「景観法」に基づく「景観形成総合支援事業」の対象地域、事業主体の拡充を行い、引き続き支援を

行う。

5 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

みなとづくり活動への助成を行う住民参加型まちづくりファンドに対する（財）民間都市開発推進機構の資金拠出による支援、「島々の美しい景観100選（仮称）」等離島地域における観光振興、「海の駅」の設置支援等マリンレジャーを活用した地域観光の振興、「平成の名水百選」の選定・紹介等を行う。

第3節 観光旅行者の来訪に必要な交通施設の総合的な整備

国際拠点空港、幹線鉄道、高速道路等交通施設の整備、また、平成19年10月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し鉄道・コミュニティバス・乗合タクシー・旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する制度を創設し地域交通の活性化・再生を図る。

第2章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

第1節 観光産業の国際競争力の強化

旅行者満足度調査を実施し、観光産業における顧客満足度を重視した経営の普及・定着を図るとともに、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

第2節 観光の振興に寄与する人材の育成

産学官の連携・協力の下に、インターンシップのモデル事業を実施し、インターンシップの活用を促進する。また、ホテル、旅館等の事業経営や観光・集客交流人材の育成に向けて、産学連携による人材教育プログラムの開発を支援する。さらに観光分野における女性の人材育成を図る。

第3章 国際観光の振興

第1節 外国人観光旅客の来訪の促進

1 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

(1) 平成20年は、訪日外国人旅行者数を915万人(対前年比9.6%増)とすることを目指し、引き続きビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化に取り組む。具体的には、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進していく必要があることから、平成20年度は「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の増進等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化等旅行者の利便性増進のための取組を推進する。

また、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局については、その機能を（独）国際観光振興機構(JNTO)に承継する。

(2) 平成19年11月に「観光立国推進戦略会議」が取りまとめた「北海道洞爺湖サミットを契機とした北海道・日本の魅力の世界への発信及び観光振興に関する提言」も踏まえ、北海道の地域特性を生かした取組を推進し、地域経済の活性化及び国際観光の振興を実現する。

(3) （独）国際観光振興機構(JNTO)の海外事務所やホームページを通じ、外国人旅行者の訪日促進のための取組を推進する。ホームページについては、コンテンツを充実させ、また旅行者による写真投稿、観光地人気投票等の双方向参加型機能を整備し、ウェブ活用の高度化を図る。

(4) ポップカルチャーや和のコンテンツの情報発信、国際放送による情報発信を強化する。

2 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

(1) 国際会議等の誘致・開催

「今後5年以内に我が国における国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指す」との政府の目標を達成するため、引き続き「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡

大プログラム」に基づく国際会議等の誘致・開催を推進するための取組を官民一体で推進する。

3 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

- (1) 概ね2,000人以上の乗員・乗客が乗船する外航大型客船について、公海上において上陸審査を行うことにより上陸審査時間を解消する取組を強化する。
- (2) 地域限定通訳案内士試験について、平成20年度においては北海道、栃木県でも実施する予定である。
- (3) ボランティアガイド活動の普及、促進のために先進事例の紹介を行う。
- (4) 北海道において、平成20年度に外国人ドライブ観光の受入れに向けた環境整備に関する調査を行うとともに外国人ドライブ観光の魅力の発信を行うほか、官民一体となった取組を実施する。
- (5) アジア・ゲートウェイ構想に基づく航空自由化の交渉を推進していく。
- (6) 羽田空港においては昼間時間帯に一定の国際定期便の就航並びに深夜早朝時間帯の欧米便を含む国際定期便の就航を可能にすることとし、成田空港においても発着枠を増加させることとしている。
- (7) 国立公園を紹介する外国語パンフレットやホームページ等、外国人観光旅行者に向けた情報提供を推進する。

第2節 国際相互交流の促進

1 外国政府との協力の推進

- (1) 平成20年6月、韓国の釜山・忠清北道において、第3回日中韓観光大臣会合の開催を予定しており、引き続き、日中韓3国間の観光交流と協力の強化に努める。
- (2) 平成20年は韓国及びフランスとの間で観光交流年を位置付け、相互交流拡大のための取組を実施する。また、「日本インドネシア友好年(2008年)」、「日ベトナム外交関係樹立35周年(2008年)」、「日本ブラジル交流年(2008年)」等の機会をとらえ、二国間の観光交流を促進していく。
- (3) 世界観光機関(UNWTO)やアジア太平洋経済協力(APEC)等の活動及び事業に引き続き協力し、国際観光の発展に寄与していく。なお、平成20年6月には、UNWTO 東アジア・太平洋地域委員会を神戸で開催する予定であるほか、平成22年に第6回APEC観光大臣会合を日本で開催することが決定した。

2 我が国と外国との間における地域間の交流の促進

- (1) (社)日本旅行業協会が始めた「ビジット・ワールド・キャンペーン」と連携して、日本人の海外旅行の促進を図る。また航空課題への対応やクルーズ旅行の振興等を進めるとともに、政府開発援助で日本人の旅行先として有望な途上国に対する人材育成等の支援等を行う。
- (2) 姉妹・友好都市交流の活性化を図り、地域間の交流を促進する。

3 青少年による国際交流の促進

- (1) 「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、6千人程度の青少年をEAS参加国(ASEAN、中国、韓国、豪州、インド、ニュージーランド)等から招へいする等、青少年交流の拡大に取り組む。
- (2) 各種青少年交流事業で、ホームステイ受入家庭を積極的に募集し、ホームステイの促進を図る。

第4章 観光旅行の促進のための環境の整備

第1節 観光旅行の容易化及び円滑化

休暇取得や旅行に積極的な企業の事例の収集・分析を行うほか、国内旅行需要の創出・平準化に対して高い効果が期待される地域や企業による取組を検証し、それらの結果を広く普及・啓発する。

第2節 観光旅行者の利便の増進

1 高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上

- (1) 都市公園バリアフリー化緊急支援事業を創設する。1日平均利用者数5千人未満であっても観光、

- 交通の拠点性が高い駅についてのバリアフリー化の支援を充実する。また、国営公園においては、平成20年度より障害者介添者の入園料を免除(対象1名)する等、公共施設等のバリアフリー化を推進する。
- (2) ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光を定着させるため、ガイドラインの普及・啓発を図る。
 - (3) 「全国版走りやすさマップ」に対応したカーナビ及びインターネット路線検索システムの実用化を目指す。

2 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供

電子地図を用いた観光地図等の作成容易化のため、基盤地図情報を順次インターネットで提供する。

第3節 観光旅行の安全の確保

気象情報・河川情報等国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供を図る。

第4節 新たな観光旅行の分野の開拓

エコツーリズム、産業観光等ニューツーリズムの推進を図るとともに、平成19年度に構築したニューツーリズム旅行商品のデータベースを活用し、旅行会社によるパッケージツアーの造成や旅行者への情報提供を進める。また、「ニューツーリズム」市場の育成を図るため、シンポジウム開催等の普及活動を行う。

第5節 観光地における環境及び良好な景観の保全

- 1 「循環型社会形成推進交付金」の更なる制度の充実強化等を図り、循環型社会の形成を推進する。
- 2 景観法の制度を効率的に活用することを目的とした調査を実施するとともに、先進的取組による効果等の情報提供を行うなど、地域での取組の支援を行う。